

「みやぎ型管理運営方式」の導入に向けた検討状況について

令和元年7月11日 宮城県







「みやぎ型管理運営方式」

概要·特徵





みやぎ型管理運営方式導入の背景

宮城県の水道・下水道事業では、以下の要因から、料金の上昇が避けられないと見込まれています。

人口減少

水道水の利用の減少により収入が減少する見込み



節水型社会

家庭のトイレや洗濯機等は節水型のタイプが普及し、 水道、下水道利用の需要が減少する見込み

設備・管路の更新

宮城県の水道事業は開始から約40年が経過し、 更新が必要



水道料金の上昇は避けられません!





みやぎ型管理運営方式導入の背景

※水道用水供給事業を中心に説明します。

【現状】

宮城県では、浄水場等の運転管理を20年以上民間事業者に委託しています。

しかし, 現在の委託は, 民間の力を十分に生かせていない 状況です。

そこで、宮城県では「県が水道3事業の事業者として事業主体でありながら、民間の力を最大限活用し、大きなコスト削減を可能にする運営方法」を考えました。

みやぎ型管理運営方式





みやぎ型管理運営方式(現在との違い)

現在

みやぎ型管理運営方式

契約期間

4~5年間

従業員の雇用が不安定 人材育成が困難

契約単位

事業ごと個別に委託

スケールメリットを発揮し難い



仕様発注

【例】

- ・9時~17時まで働いて
 - 一人いくら…
- ・点検は月に何回で
 - 一回いくら…
- ・施設管理のソフトの 仕様はこのように …
- ・薬品はこの薬を使用…



20年間

従業員の雇用の安定 人材育成,技術継承・革新が可能



対象9事業を一体で契約

スケールメリットの発現効果が拡大



性能発注

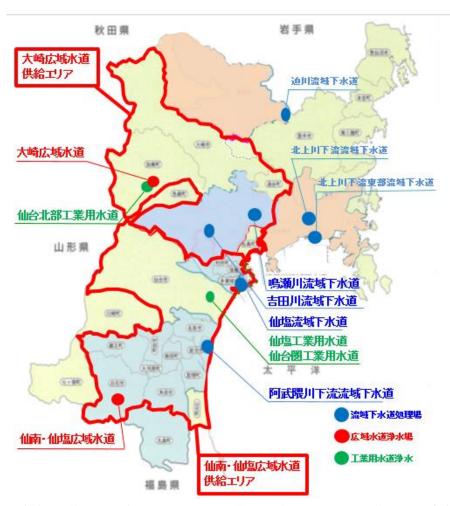
【例】

- ・ I Tを活用して自動化を図り 少人数で管理できる
- ・最適で最新のソフトを安く導入
- ・長期一括調達によって 同じ効果のある薬品を安く購入





「みやぎ型管理運営方式」区域図



みやぎ型管理運営方式 対象9事業

(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、 工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

● 水道用水供給事業(2事業)

大崎広域水道事業 仙南·仙塩広域水道事業

● 工業用水道事業(3事業)

仙台北部工業用水道事業 仙塩工業用水道事業 仙台圏工業用水道事業

流域下水道事業(4事業)

仙塩流域下水道事業 阿武隈川下流流域下水道事業 鳴瀬川流域下水道事業 吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業(3事業)

北上川下流流域下水道事業 迫川流域下水道事業 北上川下流東部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が最も高いと判断





「みやぎ型管理運営方式」とは





	業務内容	役割分担		備考
	未份內合	現在	みやぎ型	加持
	事業の総合的管理・モニタリング	県	県	変わらず
	浄水場等の運転管理	民間	民間	既に20年以上にわたって民間事業者が実施
	薬品・資材の調達	県	民間	民間に移動
	設備の修繕・更新工事	県	民間	民間に移動
	管路の維持管理 管路・建物の更新工事	県	県	変わらず

20年間・水道3事業一体でのスケールメリットに加え、運転管理を担う民間事業者に、薬品や資材の調達及び設備機器の選定・更新も委ねることにより、大きなコスト削減を実現しようとするものです。



改正水道法について

改正前

「公営」または「民営化」しか選択肢がない。



改正法

改正により、様々な「官民連携」の選択肢が加わった。



みやぎ型管理運営方式





「みやぎ型管理運営方式」

不安の声にお応えして





県民の皆様から不安の声

県民の皆様からは以下の不安の声が寄せられています。

1	危機管理は?
2	事業継続性は?
3	県のチェック能力の維持は?
4	料金はどうなるのか?
5	上工下水の一体運営は、 工水の赤字補てん目的では?

- ¬ □ 地元企業の仕事がなくなるのではないか?
- **が** 広域化の推進はどうなるのか?
- 海外で再公営化した事例があるが、 みやぎ型では大丈夫か?
- 事業開始にあたって、 県民への情報提供は?





Q. 1

危機管理は?





A.I 危機管理は?

いままでと変わらず、災害時の対応は県が責任をもって行います。

- 施設の所有権は、運営権者が建設した施設も県となります。そのため、現在の災害復旧の制度を活用できます。
- 災害等の緊急時には、県が復旧・復興業務にあたります。
- 緊急時に人員の派遣等が必要になった場合には、日本水道協会員の相互応援協定により応急復旧等を実施します。

東日本大震災のときは、被災のほとんどは管路でした。(上水・工水) 早期復旧には、①地元の土木・管事業者等の作業者の確保、 ②メーカーや他自治体との連携による資材の確保が重要となります。





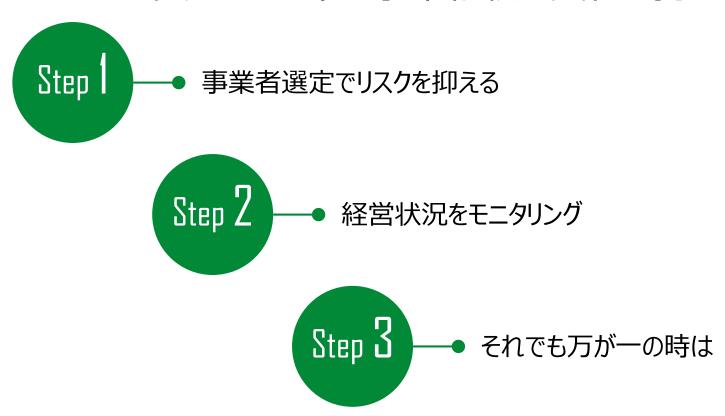
Q. 2

事業継続性は?





いままでと変わらず、県が事業継続に責任を持ちます。





Step 1

事業者選定でリスクを抑える

- 事業者選定において、**事業を適切に遂行するに足りる専門的能力** 及び経理的基礎を有する事業者を選定し、事業不振による撤退の リスクを抑えます。
- 選定時の審査基準には、実績、実施体制等の質的な採点項目も 多く含まれ、単なる価格競争ではありません。
- 選定時に事業の**継続性を担保する措置**の提案を求める予定です。
- 外部の専門家による客観的な審査・評価を行います。



 Step 2
 経営状況をモニタリング

- 県が運営権者の経営状況等を定期的にモニタリングします。
- 第三者機関によるモニタリング体制も構築します。



Step 3 それでも万が一の時は

- それでも万が一、運営権者が事業撤退する事態となった場合は 引継を義務付け
 - ▶ 運営権者には、県又は県の指定する第三者へ業務を引き継ぐ ことを義務として課します。
 - ▶ 引継ぎが完了するまでの間、運営権者自らの責任で事業を 継続することが義務付けられます。
 - ▶ 事業撤退の場合も、県の出費はありません(予定)

なお、現在の指定管理者制度等においても、同様のリスクはありますが、 県の管理の下継続的に事業が行われています。





Q. 3

県のチェック能力の維持は?





A.3 県のチェック能力の維持は?

安全・安心な水の供給のためには、県の技術力向上が重要です。

県では、これまでも技術力の維持・向上に努めてきました。

これからもいままでと変わらず、県のチェック能力を維持し、適切なモニタリングを行います。

1

2

研修

従来から県では、様々な職場内外の研修により職員の技術力の向上・維持に努めており、みやぎ型開始後も継続していきます。

モニタリング

県はいままでと変わらず、以下の 事業のモニタリングを継続します。

- 水質モニタリング
- 施設健全度モニタリング

なお、県によるモニタリングの他、運営権者のセルフモニタリングと第三者機関による専門的なモニタリングも実施し、事業を監視します。(詳細は次のスライドで説明します)





A.3 県のチェック能力の維持は?

みやぎ型のモニタリング体制

県、運営権者、第三者機関の三体制による、慎重なモニタリングを実施します。

運営権者によるセルフモニタリング

- ① 業務モニタリング(水質など)要求水準の遵守状況を自ら点検し県に定期的に報告
- ② 施設機能モニタリング 資産状態を<mark>自ら</mark>確認
- ③ 財務モニタリング 運営権者の経営状況、個別事業ごとの財務状況の確認

県によるモニタリング

- ① **品質モニタリング(水質など)** 運営権者のセルフモニタリング結果の確認
- ② 施設機能モニタリング 健全度評価結果に基づき、年1回以上現場確認を実施
- ③ **財務モニタリング** 運営権者の経営状況の確認と、必要な措置を実施

経営審査委員会(仮称)

位置付け 独立した第三者機関

設置目的 水道3事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価・分析を行い、県及び運営権者に対して

意見を述べる。

委 員 水道事業等に精通した専門家(技術、会計、法務等)で構成

審査事項 ① モニタリング(県を含む。)

- ② 経営に関する事項(事業計画及び実施状況、財務状況、料金等)
- ③ 経営上の課題 等

事業開始後、運営権者によるセルフモニタリング結果は定期的に公表される予定です。





Q. 4

料金はどうなるのか?





A.4 料金はどうなるのか?

いままでと変わらず、県が責任をもって料金決定の透明性を確保します。

- 議会決議による料金決定の透明性確保
- 料金上昇の抑制効果に期待





A.4 料金はどうなるのか?

議会決議による料金決定の透明性確保

料金改定には県議会決定等を必要とします。

■ 料金は以下のプロセスを経て慎重に決定されます。

県と市町村による協議、議会決 定はこれまでと 変わりません。

県と運営権者 による協議

県と市町村による協議

県議会決定



第三者機関

(仮称)経営審査委員会 からの意見

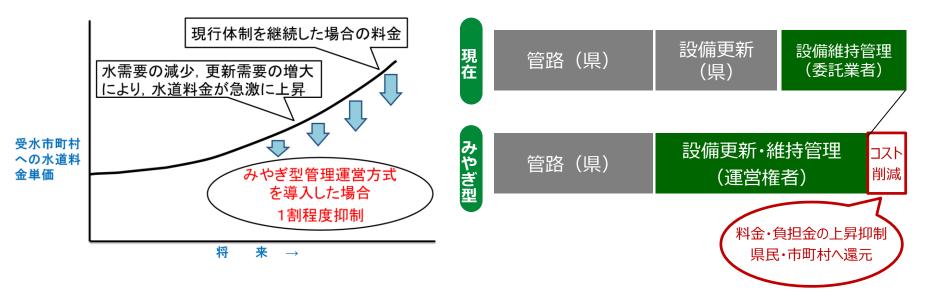




A.4 料金はどうなるのか?

料金上昇の抑制効果に期待

「みやぎ型管理運営方式」では、上工下水一体化による**スケールメリットの発現**や、運転管理を担う民間事業者に**薬品や資材の調達及び設備機器の選定も委ねる**ことにより、**大きなコスト削減**を実現し、**料金上昇の抑制を期待**するものです。





Q. 5

上工下水の一体運営は、 工水の赤字補てん目的では?



A.5 上工下水の一体運営は、 工水の赤字補てん目的では?

みやぎ型ではいままでと変わらず、それぞれの事業の利益を他の事業に 補てんすることはできません。

■ みやぎ型の対象9事業はそれぞれ独立採算なので、**事業間の利益の** 補てんはできません。 (上水)

みやぎ型によって、効率化が可能になります。

■ 一体運営による効率化で、それぞれの事業のコスト削減が期待できます。





地元企業の仕事が なくなるのではないか?



A.G 地元企業の仕事がなくなるのではないか?

- 管路の維持管理業務や更新工事は地元企業が担っていますが、これらの業務は引き続き県が担い、いままで通り地元企業の皆様にも受注いただけます。
- なお、水処理設備の修繕と更新は運営権者が担いますが、それらは**これま** でも大手メーカーが実施してきています。
- みやぎ型では地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する事業者を**選定時に評価**する仕組みを設ける予定です。



Q. 7

広域化の推進はどうなるのか?





A.7 広域化の推進はどうなるのか?

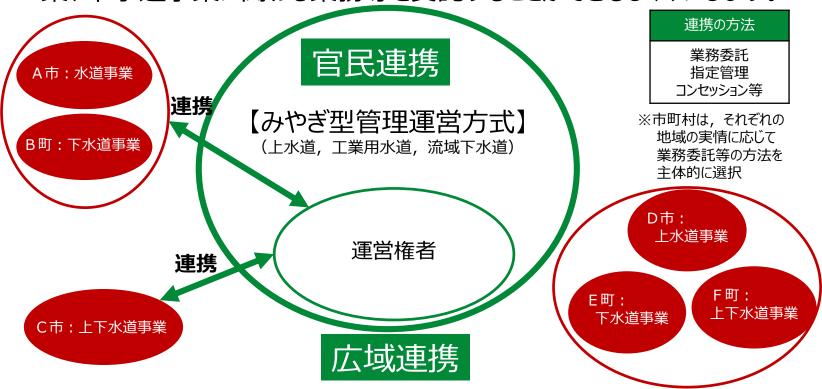
みやぎ型ではスキームを工夫することで、広域化の推進に寄与します。

- 県の水道事業は財政的に厳しいものの、市町村によっては県以上に厳しい 状況にあります。
- みやぎ型では、運営権者が県内市町村の水道・下水道事業も受託可能とすることで、広域化へと発展させることができます。
- 運営権者のみではなく県も関与する仕組みとし、県内市町村から運営権者が業務を受託するには事前に県の承認を求めます。また、県内市町村からの事業委託に関する協議について、運営権者は協議に応じる義務が生じる仕組みとする予定です。



A.7 広域化の推進はどうなるのか?

■ 県と運営権契約を締結した運営権者が、県下の市町村等が行う水道事業、下水道事業に関わる業務等を受託することができるしくみにします。



「官民連携」と「広域連携」を主体的に組み合わせた発展的連携





海外で再公営化した事例があるが、 みやぎ型では大丈夫か?



A.2 海外で再公営化した事例があるが、 みやぎ型では大丈夫か?

- 民営化や官民連携が継続しているケースも多くあります。
- みやぎ型では再公営化した事例の**教訓**から、料金決定の透明性確保、 モニタリング体制強化等により、成功につなげます。



A.2 海外で再公営化した事例があるが、 みやぎ型では大丈夫か?

民営化や官民連携が継続しているケースも多くあります。

- フランスでは2010~2015年の間で公営に移行した事業数と、公営から民間活用(コンセッション等)に移行した事業数は同数(68事業)でした。
- それらの全水道事業者(12,143事業,2015年)に占める比率は1% 未満です。

<2010年~2015年の間で運営方式を変更した水道事業の数 >



出典:厚生労働省 第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会資料



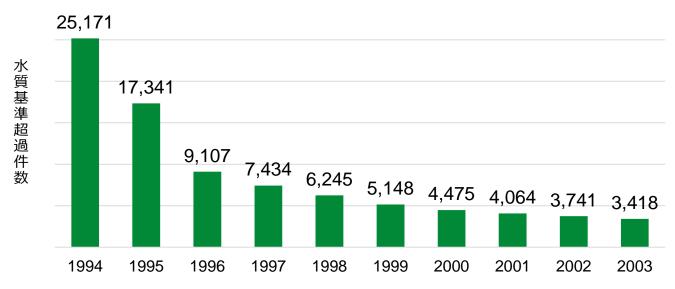


A.2 海外で再公営化した事例があるが、 みやぎ型では大丈夫か?

イギリス (※イングランド) の民間活用 (水質)

イギリスでは、全水道事業が完全民営化。

民営化によって水質基準超過件数の8割超の削減が実現しています。



民営化後の水質基準超過件数

出典:厚生労働省 第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会資料





A. a 海外で再公営化した事例があるが、みやぎ型では大丈夫か?

海外の再公営化事例の教訓から

料金決定の透明性確保、リスク分担の明確化、モニタリング体制強化等により、成功につなげます。

失敗要因	教訓・対策
民間が提案した事業計画と金額を 公共団体等が適切に評価できなかった	専門家による事業者選定(PFI検討委員会)、 監督機関の位置づけの明瞭化、監督能力の確保等による モニタリング体制の強化
公共団体等の要求水準が不明確であった	リスク分担の明確化
設備投資のための料金値上げに対して市民の理解が得られなかった	料金設定等契約条件と調整メカニズムの明確化

出典:厚生労働省 第4回水道施設運営等事業の実施に関する検討会資料





Q. 9

事業開始にあたって、 県民への情報提供は?



A. 事業開始にあたって、県民への情報提供は?

適時に重要な情報を提供します。

■ 県民の皆様の生活に係る主な情報は、適時にホームページで公表します。

料金に係る事項

■水質基準等

■導入の経済的効果

■モニタリング体制

■リスク分担

実施方針(素案) 公表 令和元年9月 実施方針条例提 案・決議 令和元年11月議会 募集要項等公表 募集開始 令和2年3月 運営権設定提案・ 決議 令和3年6月 又は9月議会

事業開始

公表(令和元年9月)後 パブリックコメントを実施します

注)上記は令和元年7月時点の予定です。今後、状況に応じて随時変更される可能性があります。





A. 事業開始にあたって、県民への情報提供は?

事業開始までの情報開示スケジュール (予定)

時期(予定)	県による情報開示、決定	県民・事業者の皆様から意見、質問を受ける機会 事業者の参加に係る期限		
	実施方針素案の公表			
令和元年9月		パブリックコメントを実施します (実施方針素案に関する意見の受付)		
令和元年12月	実施方針の公表			
令和元年12月~令和2年1月	実施方針に関する説明会	実施方針に関する質問の受付		
	特定事業の選定・公表			
令和2年3月	募集要項等(要求水準書(案)、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、実施契約書(案)、関連資料集等)の公表			
	募集要項等に関する説明会	募集要項等に関する質問の受付		
令和2年5月		第一次審査書類の提出期限		
令和2年6月~12月	競争的対話の実施			
令和2年12月		第二次審査書類の提出期限		
令和3年3月	優先交渉権	者の選定		
令和3年3月	基本協定の締結			
令和3年12月	運営権設定、実施契約の締結			
令和4年1月		開始		

注)上記は令和元年7月時点の予定です。今後、状況に応じて随時変更される可能性があります。





A. 事業開始にあたって、県民への情報提供は?

県民の皆様へのご説明の機会を設けます

- 開示情報について、県民の皆様から意見・質問を受ける機会を設けます。
- 県民の皆様への説明の機会としてシンポジウムを今後も実施します。
- ご要望に応じて、出前講座も実施します。
- 事業開始後も運営権者の運転状況、財務状況、セルフモニタリング 結果等を定期的に公表する予定です。





ご清聴ありがとうございました。